

あいちの山里地域共創創出事業質問及び回答

(2026年4月24日現在)

|   | 質問   | 回答   |
|---|--|--|
| 1 | <p>【基本仕様書「5 業務委託の内容」関係】<br/>「各市町村で設定したテーマと研究の方向性が一致する大学研究室等を整理」とありますが、県内の大学に限りますか。全国を対象としてもよろしいでしょうか。</p>  | <p>大学について、県内外は問いません。<br/>ただし、大学研究室等に対する取組支援において、「実際に現地を訪れて行う調査・研究等を年6回程度実施すること」となっている点、御留意ください。</p>  |
| 2 | <p>【基本仕様書「5 業務委託の内容」関係】<br/>「ただし、県又は市町村等から連携する大学研究室等の希望・指定があった場合には、それを勘案」とありますが、県と市町村それぞれで、すでに想定している研究室はありますか。</p>   | <p>すでに想定している研究室は、現時点ではありません。<br/>市町村の課題調査を行っていただいた上で、県又は市町村等から連携する大学研究室等の希望・指定があった場合には、それを勘案していただくこととなります。</p>   |
| 3 | <p>【基本仕様書「5 業務委託の内容」関係】<br/>仕様書5(3)「大学研究室等による調査研究・課題解決に向けた取組み検討に対する支援」について大学研究室の参画インセンティブ確保の観点から、教員の人件費(謝金・旅費)や、フィールドワークに同行する学生の交通費・宿泊費等の実費を、委託料から支出することは差し支えないかご確認させてください。</p>  | <p>フィールドワークのための教員の人件費及び学生の交通費、宿泊費等の実費を個人へ直接支出することは認められません。<br/>ただし、当該支出が地域未来交付金の趣旨に沿い、地域課題の解決に資する経費である場合は、委託料から支出して差し支えありません。</p>  |
| 4 | <p>【基本仕様書「5 業務委託の内容」関係】<br/>受託者から大学研究室等に対して、研究費(教員・学生の活動経費、資料作成費等)として委託料から一定額を支出することは可能でしょうか。可能である場合、大学研究室1者あたり・1年度あたりの上限度額や、費目・精算方法に係る制約の有無をご教示ください。</p>  | <p>受託者から大学研究室等に対して、フィールドワークの実施に必要な範囲で、教員・学生の活動経費や資料作成費等を委託料の内訳として支出することは可能であり、大学研究室1者あたり又は1年度あたりの上限は、原則ありません。(備品購入については、1件につき10万円未満とさせていただきます。)<br/>なお、当該支出が地域未来交付金の趣旨に沿い、研究内容及び成果との対応関係が明確で、備品購入自体が主目的となることや単なる研究室の環境整備など、恒常的、又は、給付的支援とならないよう、フィールドワークに必要な費用として適切に精算されることを前提とします。</p> |
| 5 | <p>【基本仕様書「5 業務委託の内容」関係】<br/>仕様書2「目的」第3段落に「企業等が実施する各種活動や大学研究室等が実施するフィールドワークを呼び込むことで」と記載がございます。説明会にて「企業のCSR活動・スタートアップ活動も対象となり得る」旨のご回答をいただきましたが、この場合、6市町村それぞれで必ずしも「大学研究室」を選定する必要はなく、一部市町村については「企業」を主たる連携先として提案することも許容されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> | <p>お見込みのとおりです。</p>   |